



》》》》 住民税申告について 《《《《

令和6年1月から12月までの所得に係る住民税申告の受付を、2月17日（月）から町内各地区で行います。

◆ 申告の際に必要な書類

- ・マイナンバーカードもしくは通知カード
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・国民年金保険料支払証明書もしくは領収書（国民年金に加入している方）
- ・生命保険及び簡易保険の支払証明書
- ・医療費の領収書、医療費のお知らせなど（医療費控除に該当する方）
- ・その他算定に必要な書類 など

◆ 注意事項

- ・各地区の申告受付日程で申告ができない場合は、**3月4日（火）から3月17日（月）（土・日曜日を除く）までの間に役場へお越しください。**
- ・申告の際は、申告事務が円滑に行えるよう次の事項にご協力をお願いします。
 - ①帳簿や必要経費の領収書などの事前整理をお願いします。（帳簿及び必要経費の領収書などは、5年間の保管が必要です。）
 - ②医療費控除に必要な書類は下記の「医療費控除の申告手続きについて」をご確認の上、事前に準備をお願いします。

◆ 申告受付日程

月日	曜日	場所	受付時間	申告対象地区
2月17日	月	磯谷会館	9時～12時	能津登・島古丹
2月18日	火	横澗会館	9時～12時	横澗・鮫取澗
2月19日	水	美谷会館	9時～12時	美谷
2月20日	木	歌棄会館	9時～12時	歌棄・有戸・種前
2月21日	金	湯別会館	9時～12時	湯別
2月25日	火	樽岸会館	9時～12時	樽岸
2月26日	水	矢追会館	9時～12時	矢追
2月27日	木	役場 1 階 会議室	9時～15時	開進・岩崎・六条
2月28日	金		9時～15時	大磯・渡島
3月3日	月		9時～15時	政泊・新栄
3月4日～17日			9時～	随時受付

※鮫取澗地区にお住まいの方は、申告の受付を横澗会館で行います。送迎をしますので、2月18日（火）午前10時に鮫取澗会館前にお集まりください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課 電話 0136-62-2512
【担当：滝澤 桑原 高橋（明） 小川】

医療費控除の申告手続きについて

医療費控除の申告の際は、「医療費控除の明細書」を提出することで領収書の添付が不要となっています。（ただし、領収書の提出を求める場合がありますので、5年間は捨てずに保管してください）

また、医療機関や調剤薬局に支払った分の医療費について、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」などを添付することで記入が省略できます。（医療費通知に載っていない交通費や医薬品購入費は、従来どおり記入が必要です）

- ①被保険者の氏名 ②受療年月
③受療者の氏名 ④医療機関名
⑤支払った医療費の額
⑥保険者等の名称

申告に使用する
「医療費のお知らせ」
には、この事項の記
載が必須です

「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

この医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除を受けることができますのでご注意ください。

申告にはマイナンバー（個人番号）が必要です

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、確定申告書などの提出の際は、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

申告の際には、下記のいずれかをご持参ください。

◆マイナンバーカードをお持ちの方はカードをご持参ください。

マイナンバーカードをご持参いただくだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。なお、ご自宅等でe-Tax（電子申告）を送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の書類をご持参ください。

- ・通知カードや個人番号が記載された住民票の写しなど、ご本人のマイナンバーを確認できる書類のうちいずれか1つ
- ・運転免許証、健康保険証などご本人の身元が確認できる書類のうちいずれか1つ

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 2月12日(水) 19日(水)
26日(水)
3月 5日(水)
- ◆会場 岩内町字高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

税の申告で障害者控除が受けられます

身体に障がいがあり、一定の要件を満たす場合には、所得税や住民税の申告の際、「障害者控除」を受けることができます。

この控除を受けることができる方は、下記の項目に該当する方です。

介護保険の要介護認定を受けている方で対象となる方には、「障害者控除対象者認定書」を発行しますので、**印鑑をご持参**のうえ、町民課社会福祉係お越しください。

なお、税の申告控除は、本人が障害者控除を受けられるほか、扶養している親族の方も扶養障害者控除を受けることができます。

◎対象となる方◎

- ・障害者手帳（身体・精神・知的）をお持ちの方
- ・介護保険の要介護認定（要支援1・2を除く）を受けている65歳以上の方で、かつ、障害区分ごとの日常生活自立度の判定が一定基準以上の方

◆ お問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513

後志管内におけるさくらます 船釣りはライセンス制です

船でさくらますを釣る場合、船舶ごとにライセンスが必要です。必ずライセンス取得船へ乗船してください。

また、自家所有船で船釣りをされる方は下記のとおりライセンスを取得し、ルールを守ってください。

◆ 実施期間及び採捕制限

・実施期間

3月1日(土)から5月15日(木)まで

・採捕制限

日の出から日没まで

1人1日10尾以内（漁業者除く）

◆ ライセンスの取得方法

・必要書類

①申請書（実行協議会事務局などから入手可能です）

②船舶検査証書の写し

③小型船舶操縦士免許の写し

④②及び③を必要としない船舶の場合は、住民票（発行日から3か月以内）

・提出先

石狩後志海区漁業調整委員会事務局

・提出期限

申請は随時受け付けていますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

◆ 協力金について

申請の際に、実行協議会に対し、次のとおり協力金を納めることとなっていますので、ご協力をお願いします。

遊漁専業者・遊漁兼業者	30,000円
プレジャーボート所有者	5,000円
漁業者	3,000円

◆ お問い合わせ先

後志管内さくらます船釣りライセンス制
実行協議会事務局（小樽市漁業協同組合内）
電話 090-7709-6923
FAX 0134-64-7581

石綿による疾病の補償・救済について

厚生労働省では、中皮腫や肺がんなどを発症し、その原因が労働者として石綿ばく露作業に従事していたことと認められた場合、各種保険給付や特別遺族給付金などを支給しています。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発病することや呼吸器系に症状が現れることが大きな特徴です。

<石綿により発症する主な疾病>

- ・ 中皮腫
- ・ 石綿起因性肺がん
- ・ 石綿肺 など

お心当たりのある方は、下記へご相談ください。

◆ お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部労災補償課
電話 011-709-2311

自衛官募集のお知らせ

◆ 受験資格等

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

募集種目		受付期間	試験期日
自衛官候補生 (第8回)	男子	2月10日(月)から 2月20日(木)まで	3月2日(日)
	女子		

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部俱知安地域事務所
電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 中里徳男
電話 0136-62-2207

自衛官募集相談員 斉藤孝司
電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係
電話 0136-62-2511

冬の大地震に備えて

災害発生時の被害を最小限に抑えるには、日頃の備えが大切です。

冬は「雪」と「寒さ」という要素が加わるため、他の季節と比べて被害が大きくなる傾向にあります。

●雪に対する備え

地震で強く揺れたとき、屋根に雪が多く積もっていると落雪や家屋倒壊の恐れがあります。落雪に巻き込まれたり、避難経路がふさがったりしないよう普段から注意しておきましょう。

雪道や凍結路は歩きづらい上、降雪時は移動しにくくなります。冬も安全で確実に通れる避難経路を見つけておくことが大切です。

●火災に対する備え

冬はストーブなどの暖房器具を使うため地震時の火災リスクが高まります。

火災が起きたときのために、初期消火の手順を確認しておきましょう。また、暖房器具のそばには燃えやすいものを置かず、停電時に避難する際はブレーカーを落として通電後の火災を防ぎましょう。



●寒さへの備え

地震で電気やガスが止まると暖房器具が使えなくなるため、ポータブルの暖房器具があると安心です。

また、避難するときのために、防寒着や防寒靴、毛布、カイロなどをあらかじめ用意しておきましょう。



◆ お問い合わせ先

札幌管区気象台地震火山課
電話 011-611-6125

「すつつはしご酒ラリー」開催のお知らせ

寿都商工会青年部主催の「すつつはしご酒ラリー」が右記の日程で開催されます。

ご家族や友人同士など、気心知れた仲間たちと楽しみませんか。寒さに負けず寿都の冬の夜を皆さんで盛り上げましょう！

たくさんのご参加をお待ちしております。

日 時：2月21日（金）

受付 18：00～

開始 18：30～

会 場：道の駅みなとま～れ寿都
町内飲食店



◆ お問い合わせ先

寿都商工会（寿都商工会青年部事務局）

電話 0136-62-2185

「プレミアム商品券」の使用期限について

寿都商工会で販売していた「プレミアム商品券」の使用期限は、今月末日までです。期限切れの券につきましては、お取扱いできませんので忘れずにご利用ください。

全国瞬時警報システム

「Jアラート」の情報伝達訓練を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声器から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

令和7年2月12日（水）
午前11時頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課総務係 電話 0136-62-2511

〈上り4音チャイム〉
「これはJアラートのテストです。」×3回
「こちらは防災すつつです。」
〈下り4音チャイム〉

